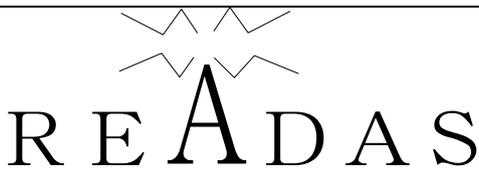


第 6121 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2019年)平成31年 1月18日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

## ⇩ 墓地の取得

**Q**: 墓地を取得すると相続対策になるとか。いつ取得してもいいんですか？

**A**: 取得の時期等によって取扱いが変わります。

### 【解説】

墓地の取得等と相続税の関係は、次のようになっています。

- ①被相続人が生前に墓地を購入し、代金の支払いも済ませた後死亡した場合  
 被相続人が生前に墓地を購入し、代金の支払いも済ませた後に死亡した場合は、被相続人の財産は、金銭が墓地にかわります。墓地は相続税法上、非課税ですから、代金相当額だけ相続税の課税価格が減ることとなります。
- ②被相続人が生前に墓地を購入したが、代金未払いのまま死亡した場合  
 被相続人が墓地を購入したが、代金未払いという場合は、その未払い代金は債務として控除することはできません。これは、墓地が相続税の非課税財産であることから、これに対応する債務も債務控除できないとされているからです。したがって、この場合は、未払い部分を相続税の課税価格から控除することはできません。
- ③相続人が相続財産で被相続人のために墓地を購入する場合  
 被相続人の死亡後に、相続財産の中から墓地を購入する場合は、その墓地購入費用は被相続人の債務ではありませんので、相続税の課税価格から控除することはできません。

